

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 七 月 二 十 八 日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

ページ

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十八年六月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年七月二十八日

岐阜県監査委員	水	野	正	敏
岐阜県監査委員	小	原		
岐阜県監査委員	山	本		
岐阜県監査委員	藤	良		
岐阜県監査委員	杉	山	祐	子

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年七月二十八日

第 1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
知事直轄部	—	—	—	—	—	—
総務部	—	—	—	—	—	—
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	1	0	0	0	0	0
健康福祉部	6	1	1	2	1	0
商工労働部	2	0	0	0	0	0
農政部	1	0	0	0	0	0
林士整備部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	1	0	0	0	0	0
都市建設部	—	—	—	—	—	—
県事務所	1	0	1	1	0	0
教育委員会	6	3	2	9	4	5
警察本部	—	—	—	—	—	—
その他	1	0	0	0	0	0
合 計	19	4	4	12	5	7

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対して是正若しくは改善を求める事項

監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
 「—」は、当月監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、7機関において、5件の指摘事項及び7件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対して是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 環境生活部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
美術館	平成 28 年 6 月 9 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 健康福祉部 (6機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中央子ども相談センター	平成 28 年 6 月 9 日	西濃子ども相談センター	平成 28 年 6 月 9 日
ター		ター	

中濃子ども相談センター	平成 28 年 6 月 9 日	東濃子ども相談センター	平成 28 年 6 月 9 日
飛騨子ども相談センター	平成 28 年 6 月 9 日	女性相談センター	平成 28 年 6 月 9 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
中央子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料67,800円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
東濃子ども相談センター	指導事項	児童福祉費負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 児童保護措置費徴収金に係る債権管理事務取扱要領に基づき債権管理対策会議について、原則毎月開催すべきところ、平成27年度は開催されていない。また、必要領に基づき未納者に対する催告状の送付等の手続が行われていないものがあつた。

3 商工労働部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
産業技術センター	平成 28 年 6 月 7 日	旅券センター	平成 28 年 6 月 6 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

4 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
揖斐農林事務所	平成 28 年 6 月 13 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

5 県土整備部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
東海環状自動車道事務所	平成 28 年 6 月 10 日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

6 県事務所 (1機関)

実施機関名	実施年月日
揖斐県事務所	平成 28 年 6 月 13 日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
揖斐県事務所	指導事項	岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の交付事務において、申請内容に係る調査が十分に行われなかったことなどにより、交付決定より以前に完了した事業について補助対象事業としていたので、今後は事務処理の迅速化を図るなど適正に処理されたい。

7 教育委員会 (6機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜高等学校	平成 28 年 6 月 6 日	長良高等学校	平成 28 年 6 月 7 日
岐山高等学校	平成 28 年 6 月 7 日	岐阜城北高等学校	平成 28 年 6 月 6 日
本巣松陽高等学校	平成 28 年 6 月 10 日	岐阜農林高等学校	平成 28 年 6 月 10 日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

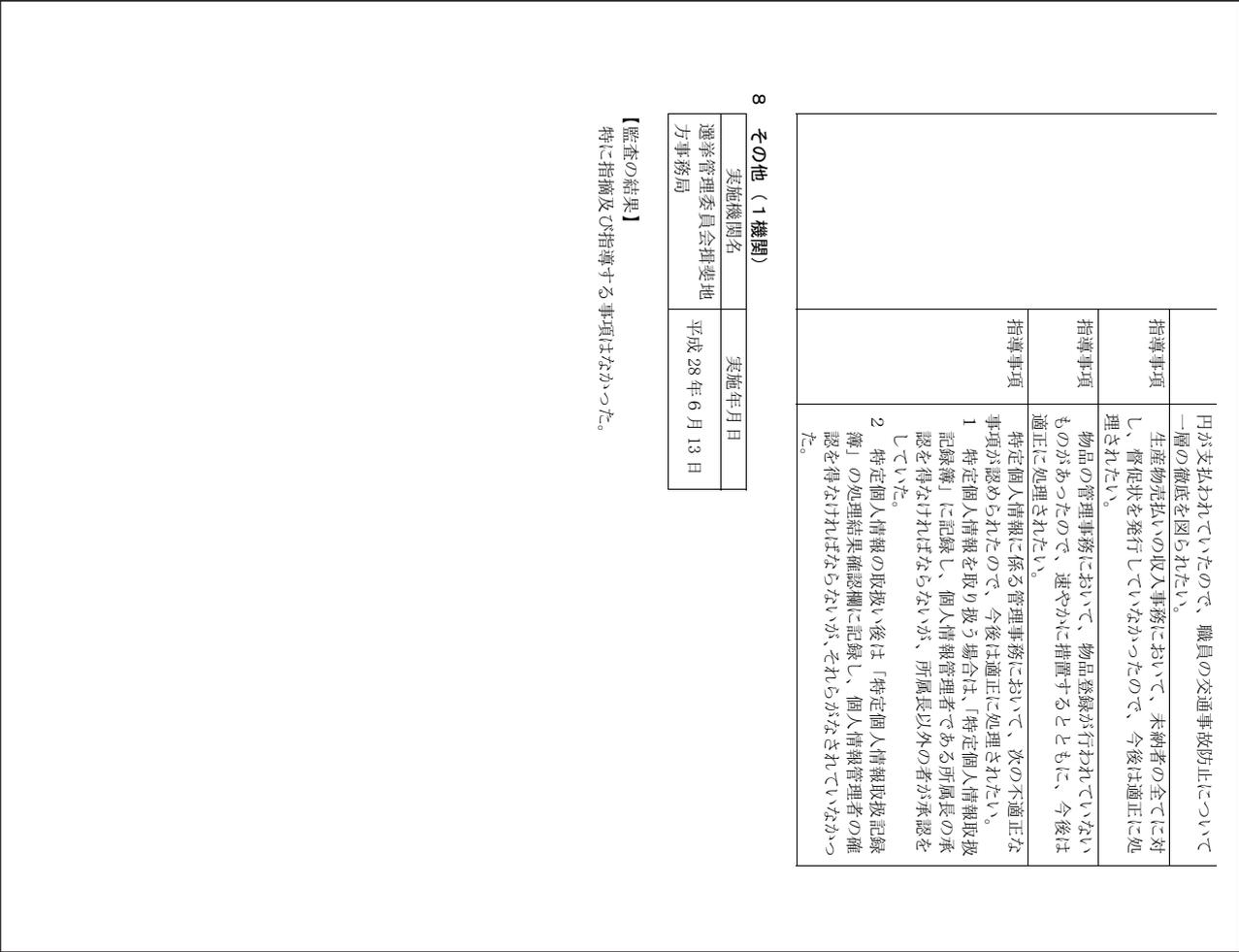
機関名	区分	内容
岐阜高等学校	指摘事項	高等学校入学考査料に係る収入証紙の取扱事務において、全ての収入証紙に消印が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料179,712円が支払われたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただかねばならない。速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐山高等学校	指導事項	電気供給契約に係る支出事務において、履行を確認するための検査をしたことが確認できなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認及び確認を得なければならぬが、所属長以外の者が承認及び確認をしていたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜城北高等学校	指摘事項	物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、現物を確認できない物品については速やかに原因を究明し措置するとともに、今後は適正な物品管理を徹底し、再発防止に努められたい。 1 マルチメディア工房システム関連物品17件(取得価格計2,589,874円)を亡失していた。 2 上記の亡失物品をはじめ、教年前から現物を確認できない物品があるにもかかわらず、現物実査において確認できない物品はないものとして所属長に報告していた。
岐阜農林高等学校	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として949,009円の費用負担が発生し、また、修繕料596,874

指導事項	円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
指導事項	生産物売払いの収入事務において、未納者の全てに処理されたい。
指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、所属長以外の者が承認をしていた。 2 特定個人情報の取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記載し、個人情報管理者の確認を得なければならぬが、それらがなされていた。

8 その他 (1機関)

実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会掛斐地方事務局	平成 28 年 6 月 13 日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。



平成二十八年七月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社